

ノブイリ原発事後の汚染区域の設定に照らし、年間被ばく放射線量1ミリシーベルト（自然放射線を除く）を超える全ての地域について、住民の健康保護と避難などに伴う補償に必要な全ての措置を取るよう求める意見書を政府に提出した。

意見書では、 Chernobyl ノブイリ事故後、旧ソ連などでは年 5 ミリシーベルト超の地域が「移住地域」に指定されるとともに、年 1 ミリシーベルト超の地域の住民に国際基準および旧ソ連 Chernobyl の援助と補償を伴う「避難の権利」が認められたと指摘。 1 ミリシーベルト超の地域では損害補償と医療や生活支援、恒常的放射線モニタリングと情報開示、除染と原状回復、内部被ばくを含む長期的健康調査などが行なわれるべきだとした。

チエルノブイリ並 被ばく補償すべき

特定NPO法人ヒューマンライツ・ナウ

ンライツ・ナウは 18 日、国